

## 情報通信審議会 情報通信政策部会（第 68 回）議事録

1 日時 令和 7 年 7 月 29 日（火）10:00～10:36

2 場所 Web 会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

國領 二郎（部会長）、大橋 弘（部会長代理）、石井 夏生利、  
市毛 由美子、井上 由里子、内山 隆、閑歳 孝子、桑津 浩太郎、  
小島 隆洋、高橋 利枝、長谷山 美紀（以上 11 名）

（2）専門委員（敬称略）

井上 あい子、小林 寛史、杉原 美智子（以上 3 名）

（3）総務省

＜情報流通常行政局＞

藤田 清太郎（官房総括審議官）、荒井 陽一（官房審議官）、  
中村 裕治（情報通信政策課長）、高田 裕介（地域通信振興課長）、  
坂本 光英（地域通信振興課 デジタル経済推進室長）、

（4）事務局

金子 創（情報流通常行政局情報通信政策課総合通信管理室長）

4 議 題

議決案件

「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」について

【令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第 29 号】

## 開　　会

○國領部会長　　ただいまから、情報通信審議会第 68 回情報通信政策部会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は議決案件 1 件です。

本日はウェブ会議にて会議を開催しております、現時点において 11 人の委員が出席し、定足数を満たしております。初めに、先日、総務省幹部の皆様に人事異動があったと伺っております。事務局から紹介いただけるとのことですのでよろしくお願ひいたします。

○金子総合通信管理室長　　先般の人事異動におきまして新たに着任いたしました、本会議に出席している幹部の職員を御紹介させていただきます。

本日は審議時間も限られていることから、大変申し訳ございませんが、事務局からまとめて御案内とさせていただきます。幹部職員からの挨拶はございませんが、御了承ください。

まず、藤田大臣官房総括審議官。

続きまして、荒井大臣官房審議官。

中村情報通信政策課長。

高田地域通信振興課長。

坂本地域通信振興課デジタル経済推進室長。

となります。

以上でございます。

○國領部会長　　ありがとうございます。

## 議　　題

「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について

【令和 7 年 2 月 3 日付け諮問第29号】

○國領部会長　　お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

初めに、諮問第 29 号「地域社会 DX の推進に向けた情報通信政策の在り方」について審議いたします。

本件については、前回御了承いただいた答申（案）について、6 月 13 日から 7 月 12 日までの間、意見募集を行っていたところです。この意見募集の結果について、事務局にて考え方の案をまとめていただいたとのことですので、御報告をいただきたいと思います。

○高田地域通信振興課長 資料 68-1-1、今回の答申（案）に対する御意見及びその考え方についてです。

意見の募集期間は、本年 6 月 13 日から 7 月 12 日までのおよそ 1 か月。

意見提出数ですが、77 件ございました。うち、法人等から 2 件、個人からは 75 件頂戴しております。属性は、神奈川県立相模原中等教育学校の皆さん、さくらインターネット株式会社、ほかは個人です。

意見の中身について、主なポイントを説明させていただきます。2 ページ目、意見 1 ですが、枝番の 1 から 3 につきましては、本答申（案）について御賛同の意見です。

意見 1 の 1 番目、相模原中等教育学校から、日本では農水産業の担い手不足の問題は顕著であると。また、企業間のマッチングのための仕組みづくりも有効であるということで、全体としては賛成をいただいておりますが、個別にこういった意見もいただいております。

「農水産業の担い手不足等の問題は顕著であり、その解決策として、生産を機械化、また AI での管理が有効な解決策と成りうると思う。」については、御賛同の意見として伺っております。

他方、起業を促す支援をさらに拡大すべき等については、本審議会のスコープと若干外れる部分があるかなということで、その旨を記載しております。

2 番目、さくらインターネット株式会社様から、賛成との御意見をいただいております。地域社会 DX を一層推進し、地方創生を経済成長の起爆剤としていく上では、デジタルの利活用にとどまらず、AI やデジタルサービスの基盤そのものについて強化していくという旨の御意見をいただいております。その上で、同社のお取組につきましても御紹介をしているということで、お時間あるときに御覧いただきたく存じます。

続いて、意見 1 の 3 番目です。答申（案）に賛成とした上で、情報ガバナンスの重要性につきまして御意見をいただいております。申し上げましたとおり、賛同の御意見ということですが、ガバナンスにつきましては、本審議会のスコープと直接関係しない部分もございますので、今後の政策検討の際の参考としてありがたく頂戴したく存じます。

意見 2 について、交通空白の解消と、そもそもデジタルインフラの整備やデジタル人材の確保が必要という御意見をいただいております。

意見 2 の 4 について、本答申（案）に関係が深い部分として、デジタル人材も地方ほど少ないか皆無な区域も多いので、それぞれの自治体において 2 人以上はデジタル人材を置かねばならないといった義務づけが必要ではないかという御意見を頂戴しております。

義務づけが適切かどうかという点は若干検討を要する部分ではございますが、本答申（案）においても、考え方 2 といたしまして、人材確保については、デジタル人材ハブの構築に今取り組んでいること、自治体 DX に向けた取組として、都道府県におけるデジタル人材を確保できるような支援の強化を行っていること、また、答申（案）に示しているとおり、地域情報化アドバイザーの制度を活用することで、専門家を自治体に派遣する制度があること、こういったことを御紹介させていただくことで、お答えと代えさせていた

だきます。

続きまして、意見3です。答申（案）の内容がデジタル化の推進に偏っており、地域の発展につながるか疑問という意見を幾つかいただいております。その中で1つ御紹介させていただきますと、意見3の6です。生成AIによるDXの推進ばかりに着目しており、雇用の創設など地域そのものを発展させる視点が薄いように思えるという御意見をいただいております。この御意見につきましては参考として承りたいと思っていますが、私たちとしても、地域の働き手不足に対し、そういうものの課題感は理解しているところです。そうした中、地域の課題を解決していくには、やはりデジタル技術を活用することが重要だと考えております。こういった点、問題意識を共有しているということは、こちらで御回答とさせていただきたく存じます。

意見4について、資料のデータが古いというお叱りをいただいておりますが、基本的にアベイラブルな最新のものを使っていると回答しております。

加えて、意見募集の期間につきまして意見をいただいておりますが、行政手続法の規定に準じ30日間の期間を設けており、この点につきまして不十分ということはないと考えております。

続いて、各章の記載に関する御意見をいただいております。

意見5で、人口総数の増加を目指す反転政策が必要であるという御意見をいただいております。具体的には8番、国全体として出産、子育て、教育等に関わる社会基盤を抜本的に整え、安心して家庭を築ける環境を用意すべきであるという御意見をいただいております。

こうした問題意識、私たちとしても異論はございませんが、考え方としましては、この章に限らず、政府を挙げて取り組むべき課題であると考えておりますので、これについて直接取り上げるということではなく、参考として承りたいと思っております。

ただ、その上で、先ほど申し上げたとおり、担い手不足問題というものは深刻であるということは私どもとしても認識しております、そういう中で、デジタル技術を活用した自動化や、あるいは省力化等による、地域の課題解決に貢献していく1つの有力な手段になるのではないかと考えておりますので、その旨を回答させていただきます。

意見6について、記載について若干クラリファイがございましたので、その旨を回答させていただいております。

意見7です。「実装から実証により多くつなげていく」というのは、「実証から実装に」の誤りではないかという部分でございます。大変恥ずかしながら、事務局の記載誤りでございます。「実証から実装により多くつなげていく」ということで記載を訂正させていただきます。行き届かなかった点につきましておわびを申し上げます。

第2章に関する御意見でございます。

意見8、モデル地域を設定した段階的・波及的な導入戦略への転換が必要ではないかという御意見をいただいております。これにつきましては、本答申（案）あるいは総務省の

施策の中においても、例えば、答申（案）10 ページの図表 2－1 に示されている地域社会 DX 推進パッケージ事業を実施しており、そういったモデルとなる事例の創出に取り組んでいるということ、あるいは、そういったモデル事業の普及促進先を増やすために、機運の醸成や人材確保にも取り組んでいくと、そういったことを考え方 8 で御回答させていただいております。

続いて、意見 9 です。自治体と企業のマッチングシステムをつくり、継続的にサポートする体制が必要ということで、こちら、賛同の御意見として承りたく存じます。ただ、国営の、国がそういったサイトを整備するべきであるという御意見をいただいておりますが、既存の取組あるいは民間企業をベースにした取組がある中で、国としてどこまで取り組むべきかという点につきましては、若干の検討の余地があるということで、その旨を御回答させていただいております。

意見 10 につきまして、こちらは賛成の御意見と理解しております。

意見 11 です。AI 講師の派遣費用に対する助成が必要という御意見です。こちらにつきましても、答申（案）36 ページ上段に示しておりますが、地域情報化アドバイザー制度があります。こういったものが活用であるということを、この際、御紹介させていただいております。

意見 12 です。企業の実務に直結する AI 活用や成功事例を共有する仕組みが必要という御意見をいただいております。考え方ですが、当然、AI の活用ということは地域課題を解決していくために重要ということですが、企業自身が自らの経営のために、事業計画やマーケティング戦略といった企業自身の DX については、本意見募集について直接のスコープとしていないということで、関係のない意見として受け止めさせていただきたく存じます。

他方、そういった地域社会 DX を進めていく中で、事例やノウハウの共有を地域全体へ広めていくことについては、工夫をしていき、直接的な支援につきましては、慎重に検討するべき点があると考えていますが、少なくとも地域社会全体での周知といった取組、こういった点につきまして、我々としても引き続き工夫していくことは重要なこととして受け止めをさせていただければと存じます。

意見 13 です。17、18 については、AI の活用には賛成だが、留意が必要であるという御意見をいただいております。賛同の意見として承りました上で、本答申（案）15 ページにおいても、著作権やプライバシーの観点など、AI 開発・利用に関する各種ガイドラインを参照しながら云々という記載をさせていただいており、そういった問題意識を共有しているということを記載しております。

あるいは、「また」以下の部分で、AI 法の第 3 条におきましても、そういったリスクがあるということをお話した上で、もろもろの施策を進めていかなくてはいけないという旨が規定されていることも御紹介しております。

意見 13 と併せて、意見 14 について、生成 AI を活用することに反対という意見を 60 件

ぐらいいただいております。1つ1つ御紹介するのは時間の制約もありますので控えさせていただきますが、全体の反対の御趣旨を申し上げますと、生成AIというものは、著作権といった各種権利の侵害である、あるいは、ディープフェイク等の犯罪や詐欺につながっていく大きなリスクがある。あるいは、電力や水の消費も大きく、環境に対するダメージも大きいと。あるいは、ハルシネーションというか、生成AIを使ったからといって正しいアウトプットは必ずしも得られないということで、生成AIは課題が多く、また、不信感や嫌悪感を抱く人も多くいるというところをしっかり受け止めるべきではないかという、おおむねそういった趣旨の御意見をいただいております。

この点につきまして、考え方13でも述べさせていただいておりますが、まず、AIモデルの開発や活用に当たって、そういったリスクに留意が必要であるということは本答申(案)でも明記しているところでありますので、そういった点を改めてここで説明をさせていただいております。

加えて、先ほども御紹介したAI法の3条です。御意見者もおっしゃっているように、人工知能関連技術が犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他権利を害されるおそれがあることを鑑み、その適正な実施を図るため、透明性の確保であるとか必要な施策が講じられなければならないということはAI法にも規定があるところでございます。私たちとしても、そういった大きな政府方針に沿って進めていくということで御説明を改めてさせていただいております。

こういった不安感を持っている方も多くおりますので、後段のAI法の部分、今年の4月、5月の通常国会で成立した法律において、こういった規定がされているということを、15ページの脚注7で、AI法の記載につきまして付しております。

先ほど申し上げたとおり、こういった御懸念が40ページまで続きます。意見15について、デジタルインフラにつきまして、2030年の整備目標よりも早い対策が必要である、あるいは、NTNについては日本国の企業を主体で構築すべきであるといった御意見をいただいております。

デジタルインフラの整備につきましては、総務省で「デジタルインフラ整備計画2030」の策定を公表しておりますので、こういった計画に基づきインフラの整備を着実に進めていくという旨の回答をしております。

NTNの企業主体につきましては、地域のDXのみならず、様々な観点での検討が必要ということなので、一旦、いただいた御意見は参考として承りたいと存じます。

意見17は、その他御意見です。それぞれ御覧いただきたく存じます。基本的には今後の総務省の政策検討の中に生かしていくものと考えておりますが、87番について、松尾研究室との癒着をやめていただきたい、著作権や肖像権に気を遣っていただきたいという御意見がございます。

本審議会の検討に当たり、特定の組織や個人と、少なくとも癒着と評価されるような検討は行われていないと承知しております。委員の皆様には、中立・公平な立場からの御審

議をいただいたと承知しておりますので、こういった事実はないということをこの場で考え方としてお示ししたいと考えています。

○國領部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問がございましたら、まずチャット機能でお申し出いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

特に生成 AI についての懐疑論みたいなものをかなり沢山いただいたしまったので、この答申（案）からすると少しスコープから外れているような御意見もたくさんありますが、御懸念自身については、あながち完全に外れているとは言い難いものも沢山いただいているということで、事務局からも御相談いただいた上で、折しもこの春に AI の法律が通っています、その中にもそういうようなことに配慮しながら活用を進めていくスタンスが出ているということで、統一した考え方で皆様にお返事をするのではどうかということになった次第でございます。数的には沢山いただいているので、そんな対応でいかがでしょうかということで、御提案でございます。

○閑歳委員

今、先生からお話のあった AI の部分について御意見を拝見すると、ここに書かれているような犯罪・詐欺みたいなものですとかハルシネーションの問題以外にも、やはり環境問題を挙げられている方も非常に多いかなというふうに拝見したのですけども、こちらに記載していただいた AI 法の記載でそこもカバーされているという理解でよろしいでしょうか。

○高田地域通信振興課長 直接の法解釈論としてどうかという部分はございますが、国民生活の平穏という部分もございますので、全体として、AI 法第 3 条の基本理念という点で、御懸念は受け止めていると存じます。

○國領部会長 もう少し明示的に書いたほうがいいのではないかというのが閑歳委員の御意見でした。

○閑歳委員 そうですね。それでこの御意見いただいた方、全てに答える必要もないとは思うのですけども、御意見いただいた方たちが読み取れ、承知されるのかというところは気になる点でした。

○小土井地域通信振興課長補佐 環境問題の点については、前段のところで書いてある、各種ガイドライン等というところで、AI 事業者ガイドラインを含めておりまして、これは AI 開発者、提供者であったり利用者の方々向けのガイドラインとして総務省、経産省で定めておりますが、この中で認識すべきリスクもまとめられておりまして、その中で環境問題についても触れられております。

ですので、環境問題については、AI 法というよりも、どちらかというと、前段のガイドラインで受け止めているという趣旨でございます。

○高田地域通信振興課長 大変失礼しました。「なお」以下でございますが、AI の開発及び活用に当たってはそのリスクで、括弧を開きまして、今委員から御指摘のありました、

ハルシネーションのほか、「(エネルギー使用量及び環境の負荷等を含む。)に留意することも重要であり」という記載がございます。こういった点について説明をさせていただいておりますので、この点で回答は一旦できているという理解でございます。

行き届かず、失礼いたしました。

○閑歳委員 どうもありがとうございます。理解できました。

○國領部会長 ありがとうございます。

○高田地域通信振興課長 國領部会長、1点だけ、補足というか追加で説明させていただきたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

○國領部会長 はい、どうぞ。

○高田地域通信振興課長 資料 68-1-3 の概要、7ページでございます。事前チェックで、この答申を受け止めた後の政府のネクストステップについてお尋ねを幾つかいたしております、当然の疑問かなと存じます。

対応の方向性のポイントにつきまして、幾つか示唆をいただきておりますが、これらの取組については、令和8年度の、今後の予算要求の施策の中に反映するもの、あるいは既存の取組の中で、今回の御提言を踏まえて、やり方をより改善、ブラッシュアップしていくもの等、私たちの施策に反映する方向で調整、検討させていただいているところです。

時間も限られているので、全て説明はいたしませんが、例えば複数年の AI 等による地域課題解決の実証枠組みにつきましても、各省の取組あるいは総務省のこれまでの取組を参考に、実証事業がぶつ切れにならないよう、そういったものを、邪魔にならない制度設計を今まさに検討しているところでございます。

つきましては、今後の取組といたしましても、今回いただいた提言をしっかりと反映していきたいと思っておりますので、こちらで補足させていただきます。

○國領部会長 ありがとうございます。その部分は今回の議論の中でも非常に何度も出てきた論点だったので、しっかり盛り込んでいくということで、かつ、具体化していくということで、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。それでは、現在、定足数を満たしているということで、他に意見、御質問がないようでしたら、ただいまの説明を了承しまして、資料 68-1-1 の意見募集結果に対する当部会の考え方を公表するとともに、資料 68-1-2 の答申（案）を情報通信審議会において答申（案）として提案することとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。御異議ある場合はチャット機能でおっしゃっていただければと思います。

特に御異議ないようですので、それでは、意見募集結果については了承するとともに、資料 68-1-2 の答申（案）のとおり総会へ提案することといたします。どうもありがとうございました。

以上で本日の議題は終了いたしましたが、委員の皆様から何か特段御発言おありになるようでしたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かありますか。

○金子総合通信管理室長 特段ございません。

○國領部会長 ありがとうございます。

## 閉 会

○國領部会長 それでは、少し早めですけれども、本日の会議をこれにて終了とした  
いと思います。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡を差し上げます。  
以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。